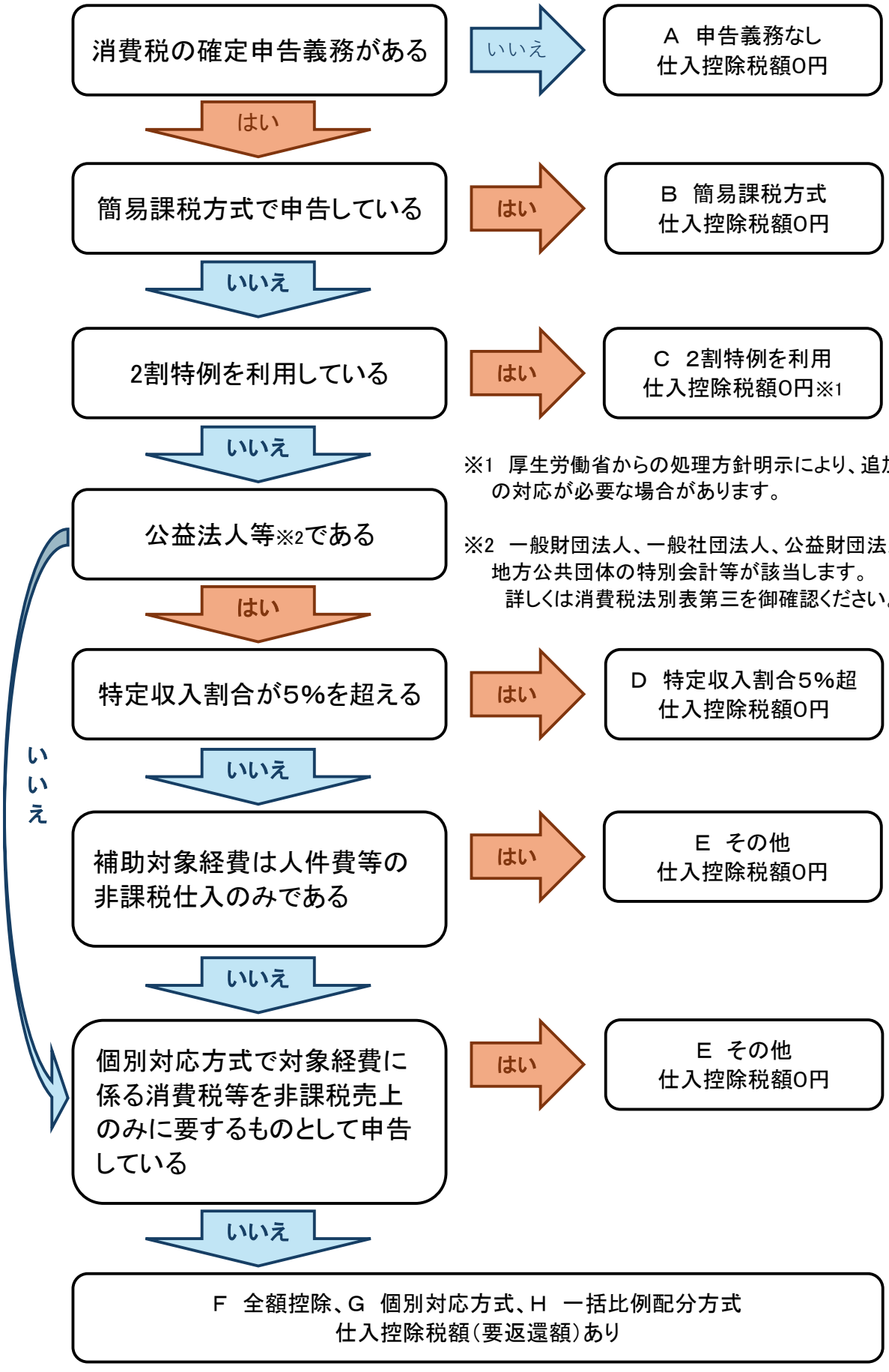
仕入控除税額報告　フローチャート



※1　厚生労働省からの処理方針明示により、追加の対応が必要な場合があります。

※2　一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、地方公共団体の特別会計等が該当します。
詳しくは消費税法別表第三を御確認ください。

※ 提出資料について

消費税の申告方式や仕入れ控除税額の計算方法により提出資料が異なりますので御注意ください。(フローチャートを御覧いただき、いずれに該当するか御確認ください。)

下記 A~H の記号は提出資料「【R7協定締結】消費税仕入控除報告書」(情報入力シート)にて選択していただく分類記号です。

<補助金の返還が必要ない事業者>

A:消費税の確定申告義務がない事業者

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

B:簡易課税方式により申告している事業者

C:インボイスの2割特例適用事業者

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

・消費税申告書 第 1 表 【第 3-(3)号様式、または第 27-(2)号様式】の写し

D:公益法人等であり、かつ特定収入割合が 5%を超える事業者

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

・特定収入割合が 5%を超えることが確認できる書類

E:その他の理由で返還額がない事業者

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

・返還額がないことが分かる書類

<補助金の返還を必要とする場合>

F:全額控除(課税売上高が 5 億円以下、かつ課税売上割合 95%以上)

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

・消費税申告書 第 1 表 【第 3-(1)号様式、または第 27-(1)号様式】の写し

G:個別対応方式(課税売上割合 95%未満)

H:一括比例配分方式(課税売上割合 95%未満)

・計算書作成ツール(エクセルファイル)【様式第7号及び報告様式 2】

・消費税申告書 第1表 【第 3-(1)号様式、又は第 27-(1)号様式】の写し

・消費税申告書に係る付表 2-3、又は付表 2-1、2-2 の写し

※ 補助事業が複数ある場合でも、消費税等確定申告書の写し等は1部のみで構いません。

※ 補助対象とした経費が2つ以上の課税期間に分かれる場合は、各課税期間の要返還相当額計算書と根拠資料(確定申告書の写し)が必要になります。

※ インボイス制度の2割特例が適用されている場合は、申告内容によって追加で対応いただく必要が生じることがありますので、あらかじめ御容赦ください。